

ご近所のお医者さん

□
625
□

近鉄グループ総合健康管理センター
大阪健康管理センター 医長

中島康夫さん

＝ 大阪市天王寺区

産業医の仕事

皆さん、産業医という職業をご存じでしょうか。法的には50人以上の労働者を雇用する事業場(会社など)では、業種にかかわらず産業医を選任しなければならぬ、と決められています。

その職務

は、「働く人の健康を守る」と理

解されています。もう少し具体的に説明させていただきますと、労働衛生の三つの管理が、その実態を表しています。
①労働を行う「人」の対策としての、健康管理Ⅱ年数回の定期健康診断、有



働く人の健康を守る

機溶剤健診、粉じん検診等と、その事後措置(検査結果が異常値を呈した労働者の医療機関への紹介、業務制限等)
②労働者が行う「作業」自体の対策である作業管理Ⅱ年数回の職場巡視③作

業の「場」の対策に関する作業環境管理Ⅱ職場巡視、作業環境測定結果(専門機関が行う)報告書のチェック――です。

私は2022年4月1日、初めて産業医に選任されました。それまでは外科指導医、臨床検査管理医として働いてきましたが、業務内容の違いに戸惑っています。その分、毎日が新鮮です。一例を挙げると、健康管理に含まれる長時間時間外労働(80時間以上/月)

者の面接指導です。この時は2人の方が該当しましたが、いずれも同僚が同期に複数、新型コロナウイルス感染症にかかり、その業務をカバーするために時間外労働が規定を超えてしまいました。幸い2人とも大きな健康障害にはつながりませんでした。

顧みると40年間の外科医時代、月に100時間以上の時間外労働はいわゆる「普通」

の状態でした。当時、勤務していた病院にも産業医が選任されていたはずですが、私も含め医師が長時間労働の件で産業医面談を受けたことは、あまり見かけませんでした。時代が変わり、今は医師の働き方改革の行方を注

意深く見守っています。長時間労働の経験者としては、皆さんが仕事をこなしていく中で、身体的、精神的に不調を生じた際には、勤務先の産業医に相談されることをお勧めします。(府医師会広報委員会委員)

意深く見守っています。長時間労働の経験者としては、皆さんが仕事をこなしていく中で、身体的、精神的に不調を生じた際には、勤務先の産業医に相談されることをお勧めします。(府医師会広報委員会委員)